

## 販売用自動車保険（人数方式・車両保険なし）特約のご案内

## I. 販売用自動車保険（人数方式・車両保険なし）特約の概要

- 「販売用自動車保険特約」は、貴社が販売の目的をもって輸送または管理する自動車（販売用自動車）を引き取ってから、買主またはその指定する第三者に引き渡すまでの間の事故による損害（対人・対物事故、搭乗者のケガ等）に対して保険金をお支払いするものです。
- あらかじめ、貴社が取り扱うすべての販売用自動車について包括的に補償内容を定めていただきます。
- 貴社の自動車販売業務に従事する方の人数（自動車販売業務従事者数）に基づき、年間適用保険料を決定します。（最低2名分の保険料が必要となります。）  
保険期間中に自動車販売業務従事者数に変更になっても、保険料に変更は生じません。

（ご注意）

次の場合には、別のご契約方式になります。詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

- ・ 車両保険をセットされる場合
- ・ 貴社が新車ディーラーの場合<sup>(注)</sup>
- ・ 新車のみを補償の対象とされる場合
- ・ 貴社の自動車販売業務に従事される方の人数が12名超の場合

(注) 総従業員数が100名以下で中古車のみを補償の対象とされる場合は、本特約でのお引受けとなります。

## II. 販売用自動車保険（人数方式・車両保険なし）特約の内容（1）

### 対象となる自動車（以下「ご契約のお車」といいます。）

貴社が販売の目的をもって輸送または管理する自動車が対象となります。

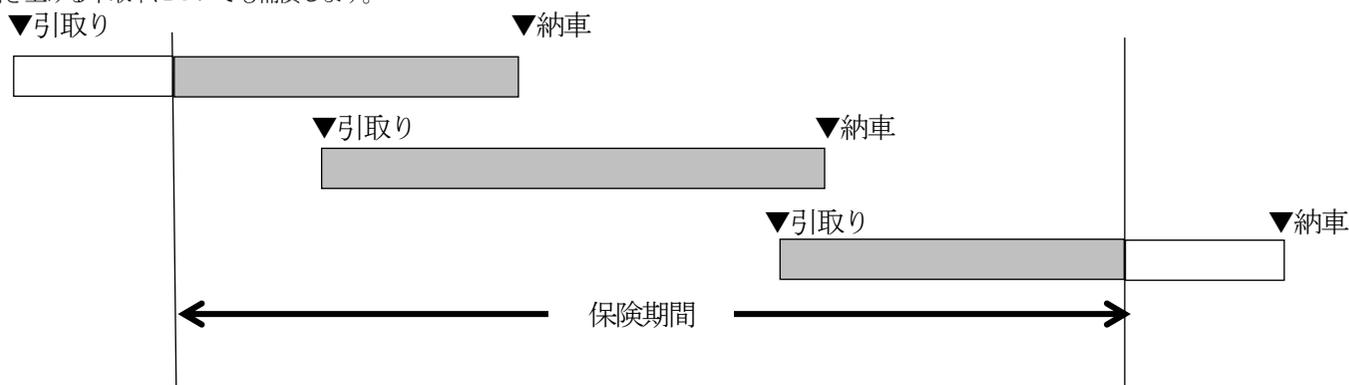
### 保険期間

保険期間は1年間です。

### 補償される期間

貴社が販売用自動車を引き取ったときから、通常の販売過程を経て、買主またはその指定する第三者に引き渡すまでの間に生じた事故による損害または傷害を補償します。<sup>(注)</sup>（ただし、保険期間中に限ります。下図網掛け部分が補償の対象となります。）

(注) 貴社が販売の目的で引き上げる下取車についても補償します。



### 商品の仕組み

『自動車保険・一般用（一般自動車総合保険）』に「販売用自動車保険（人数方式・車両保険なし）特約」をセットしてお引き受けします。

自動車事故に関する相手への賠償、運転手ご自身のおケガに備えて、基本となる補償・特約をご用意しております。内容を十分にご確認のうえお申し込みください。

①相手への賠償	対人賠償保険 対物賠償保険
②おケガの補償	販売用自動車等の自損傷害特約 <sup>(注)</sup> 搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約 搭乗者傷害（入通院/日数）特約 (注) 対人賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

## II. 販売用自動車保険（人数方式・車両保険なし）特約の内容（2）

### 保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。（保険金は普通保険約款・特約に従ってお支払いします。）

基本となる補償・特約	保険金をお支払いする主な場合	事故例																								
1. 対人賠償保険	ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われる金額を超える部分に限ります。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。 ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用	納車のため運転中に、通行人をはねてケガをさせた。																								
2. 対物賠償保険	ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。 ・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・落下物取片づけ費用 ・原因者負担費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用	納車のため運転中に、他人の家の塀に接触し、塀を破損させた。																								
3. 販売用自動車等の自損傷害特約 ※対人賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。	ご契約のお車を運転中等に電柱に衝突した場合等の自損事故 <sup>(注1)</sup> により、ケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に次の保険金をお支払いします。 ・死亡保険金 : 死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ1,500万円 <sup>(注2)</sup> を死亡保険金としてお支払いします。 ・後遺障害保険金: 後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ50万円～2,000万円を後遺障害保険金としてお支払いします。 ・医療保険金 : 事故日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。	納車のため運転中に、誤って電柱に衝突し、運転していた従業員がケガをした。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入院または通院の合計日数</th> <th>保険金</th> <th>部位・症状</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>5日未満</td> <td>5日未満入院保険金</td> <td>—</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td rowspan="4">5日以上</td> <td rowspan="4">5日以上入院保険金</td> <td>打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・<sup>せき</sup>脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、<sup>せき</sup>脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	入院または通院の合計日数	保険金	部位・症状	金額	①	5日未満	5日未満入院保険金	—	5,000円	②	5日以上	5日以上入院保険金	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	5万円	③	骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・ <sup>せき</sup> 脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	15万円	④	上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	25万円	⑤	脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、 <sup>せき</sup> 脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	50万円	
区分	入院または通院の合計日数	保険金	部位・症状	金額																						
①	5日未満	5日未満入院保険金	—	5,000円																						
②	5日以上	5日以上入院保険金	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	5万円																						
③			骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・ <sup>せき</sup> 脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	15万円																						
④			上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	25万円																						
⑤			脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、 <sup>せき</sup> 脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	50万円																						
	(注1) 自賠責保険等またはお政府の保障事業からお支払いを受けられない事故をいいます。 (注2) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引きます。																									

基本となる補償・特約	保険金をお支払いする主な場合	事故例
<p>4. 搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約</p> <p>※必ず対人賠償保険、対物賠償保険のいずれかとセットでご契約ください。</p>	<p>ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合に、次の保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡保険金：事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の全額<sup>(注1)</sup>を死亡保険金としてお支払いします。</li> <li>・後遺障害保険金：事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ保険金額の4%～100%を後遺障害保険金としてお支払いします。<sup>(注2)</sup></li> </ul> <p>(注1) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。</p> <p>(注2) 180日を超えて治療が必要な場合は、医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。なお、被保険者からの請求がある場合には、181日目における医師の診断に基づくことができます。</p>	<p>納車のため運転中に、他の車に衝突され、運転中の従業員がケガにより死亡した。</p>
<p>5. 搭乗者傷害（入通院/日数）特約</p> <p>※必ず対人賠償保険、対物賠償保険のいずれかとセットでご契約ください。</p>	<p>ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをした場合に、ケガの治療の目的をもって入院または通院した日数<sup>(注)</sup>に対して、被保険者1名につきそれぞれ次の金額を医療保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院日数1日につき入院保険金日額</li> <li>・通院日数1日につき通院保険金日額（90日限度）</li> </ul> <p>(注) 事故日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、保険金をお支払いしません。</p>	<p>納車のため運転中に、他の車に衝突され、運転中の従業員がケガをして入院した。</p>

## Ⅱ. 販売用自動車保険（人数方式・車両保険なし）特約の内容（3）

### 保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。

基本となる補償・特約	保険金をお支払いしない主な場合
1. 対人賠償保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害</li> <li>○地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって生じた損害</li> <li>○戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害</li> <li>○第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって生じた損害</li> <li>○ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害</li> <li>○次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者</li> <li>・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りします。</li> <li>・被保険者の配偶者 ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りします。</li> <li>・被保険者の業務に従事中的従業員</li> <li>・被保険者の使用者の業務に従事中的同僚。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りします。</li> </ul> </li> </ul>
2. 対物賠償保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害</li> <li>○地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって生じた損害</li> <li>○戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害</li> <li>○第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって生じた損害</li> <li>○ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害</li> <li>○次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者</li> <li>・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りします。</li> </ul> </li> <li>○他のご契約のお車が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害</li> </ul>
3. 販売用自動車等の自損傷害特約 搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約 搭乗者傷害（入通院/日数）特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</li> <li>○戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じたケガ</li> <li>○ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、またはこれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じたケガ</li> <li>○被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガ</li> <li>○無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガ</li> <li>○承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じたケガ</li> <li>○闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じたケガ</li> <li>○脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に生じたケガ</li> <li>○ケガが保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額</li> <li>○微傷に起因する創傷感染症（<small>たんどく</small> 丹毒、<small>りんぱせんえん</small> 淋巴腺炎、<small>はいけつしょう</small> 敗血症、<small>はしょうふう</small> 破傷風等）</li> </ul>

上記のほか、すべての補償・特約について、以下により生じた損害または傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・ご契約のお車が危険物<sup>(注1)</sup>を業務<sup>(注2)</sup>として積載すること、またはご契約のお車が、危険物<sup>(注1)</sup>を業務<sup>(注2)</sup>として積載した被けん引自動車けん引すること
- ・通常の販売の過程を著しく逸脱した使途に使用すること

(注1) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注2) 業務 家事を除きます。

### Ⅲ. 販売用自動車保険（人数方式・車両保険なし）特約のご契約手続（1）

#### 引受条件の決定（保険金額の設定）

基本となる補償・特約ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。

なお、お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書の保険金額欄、保険証券裏書等にてご確認ください。

#### 保険料の算出方法

基本となる補償・特約、保険金額、「自動車販売業務従事者数」<sup>(注)</sup>により保険料を決定します。

※保険期間中に自動車販売業務従事者数の変更が生じた場合でも、保険料の変更はありません。

※ご契約をご継続される場合は、以前のご契約の保険料、保険金のお支払実績等に基づいて割引・割増を適用する場合があります。

(注) 大型車、外車または二輪自動車・原動機付自転車を主として販売する業者については、自動車販売業務従事者数の取扱いが異なる場合があります。

#### 保険料の例

##### (契約条件1)

- ・対人賠償保険 : 無制限
- ・対物賠償保険 : 無制限 (免責金額: 1万円)
- ・搭乗者傷害 (死亡・後遺障害) 特約 : 1,000万円
- ・搭乗者傷害 (入通院/日数) 特約 : 入院日数10,000円  
通院日数 5,000円
- ・自動車販売業務従事者数: 10名
- ・適用割増引率 : 割引・割増なし
- ・払込方法 : 一時払
- ・年間保険料 : 462,120円

##### (契約条件2)

- ・対人賠償保険 : 無制限
- ・対物賠償保険 : 1,000万円 (免責金額: 1万円)
- ・搭乗者傷害 (死亡・後遺障害) 特約 : 200万円
- ・搭乗者傷害 (入通院/日数) 特約 : 入院日数 5,000円  
通院日数 2,500円
- ・自動車販売業務従事者数: 3名
- ・適用割増引率 : 割引・割増なし
- ・払込方法 : 一時払
- ・年間保険料 : 148,010円

#### 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。

払込方式につきましては口座振替、クレジットカード払（登録方式）等をご利用いただけます。

貴社のご希望にそった払込方法をお選びください。

### Ⅲ. 販売用自動車保険（人数方式・車両保険なし）特約のご契約手続（2）

#### 保険料の分割払について

分割払には、下記の2種類があります。

(1) 一般分割：保険料を12回に分割して払い込むことができます。<sup>(注)</sup> 5%の保険料割増が適用されます。

(注) 分割保険料の払込方法は口座振替またはクレジットカード払（登録方式）となります。なお、口座振替の場合には「初回保険料口座振替特約」を必ずセットします。

(2) 大口分割：下表のとおり、保険料の額に応じて保険料を2回から12回までの偶数回に分割して払い込むことができます。保険料割増は適用されません。

1 保険証券の年間適用保険料の合計	適用できる分割回数
20万円以上	2回
40万円以上	2、4回
60万円以上	2、4、6回
80万円以上	2、4、6、8回
100万円以上	2、4、6、8、10回
120万円以上	2、4、6、8、10、12回

#### 満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

## IV. 販売用自動車保険（人数方式・車両保険なし）特約の注意喚起情報

### 契約締結時における注意事項（告知事項）

保険申込書・保険証券裏書に記載された内容のうち、「※」印が付いている項目がご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたものです。事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書・保険証券裏書の記載内容を必ずご確認ください。特に、自動車販売業務に従事する方の人数「自動車販売業務従事者数」について十分ご注意ください。

### 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間が1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は『ご契約のしおり（約款）』でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。特に、「初回保険料口座振替特約」または「クレジットカード払（登録方式）特約」と「保険料一般分割払特約」をあわせてセットしたご契約および「保険料大口分割払特約」をセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。追加のご請求をさせていただいたにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

●この提案書は、「販売用自動車保険（人数方式・車両保険なし）特約」をセットした『自動車保険・一般用（一般自動車総合保険）』の概要をご説明したものです。ご契約の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。普通保険約款・特約の詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

●取扱代理店は、当社と委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

90091 2015.7/A3D12/B